

保護者各位

## 学校管理下の負傷等で 島外の病院にかかったら

八丈町教育委員会では、学校の管理下の負傷等で児童・生徒が島外の医療機関にかかった場合に交通費等を支給する制度があります。

ただし、島外の病院にかかる前に島内医療機関の医師の指示が必要になります。詳しくは、八丈町教育委員会または在籍の八丈町立小・中学校にお問い合わせください。

### ○ 支給の基準及び金額

(1) 島外医療機関への通院等は、島内医療機関の医師の指示によるものとする。

(2) 交 通 費

島外病院への通院等に利用した東京～八丈島間の航空運賃及び船賃実費（該当児童生徒と付添人1名分を上限とする。）

島外病院への通院に利用した、島外における宿泊施設～島外病院間の電車やバス、タクシー運賃実費（該当児童生徒と付添人1名分、1日1往復を上限とする。）

(3) 宿 泊 費

実費ただし1人1泊の上限金額は、町職員管外宿泊料単価に基づく額とし、該当児童生徒と付添人1名分までとする。

(4) 診断書等作成文書料

島内医療機関の診断書等作成文書料  
該当島外病院の診断書等作成文書料

(5) そ の 他

該当児童生徒の事故実情に合わせ、対応するものとする。

担当：八丈町教育委員会

教育課庶務係 災害共済給付金担当

TEL 04996(2)7071

FAX 04996(2)4437